

出 展 規 則

- ・ 規則の追加・修正

主催者は、展示会の業務を円滑に行うため、規則等の追加・修正を行うことがあります。

- ・ 小間位置の決定

主催者は、出展契約に応じて各出展者の小間位置を決定します。また、運営上止むを得ない場合には、小間位置を変更することがあります。

- ・ 展示小間の転貸、売買等の禁止

出展者は、実行委員の承諾無しに小間契約や小間位置を転貸、売買、譲渡、交換することは出来ません。

- ・ 出展料金の支払い

出展契約書に基づき、請求書を発行します。指定入金日までに出展料金を、指定銀行口座にお振り込みください。また、開催前までに、必ず指定銀行口座へのお振込みをお願いします。

- ・ 出展契約後の取り消し

出展契約後、契約小間数の一部または全部を取り消す場合は、次の通り解約料金を申し受けます。

申込日より	2022年1月24日（月）迄出展料金の50%
	2022年1月25日（火）以降出展料金の100%

- ・ 出展の拒否

主催者は、出展規則ならびに出展者マニュアル等に記された規則に違反する装飾・展示、並びに展示品が本展に不相当と判断した場合は、出展をお断りします。反社会的勢力、反社会的勢力と共生関係・社会的に非難されるべき関係にある方の出展もお断りします。

- ・ 通路等における配布活動の禁止

公平な展示活動を維持する為、入口・出口・通路・休憩場等、公共の場における資料等の配布活動を禁止します。配布活動は、他社の迷惑にならぬよう自社小間内にて行ってください。

- ・ 展示物の搬入・搬出と撤去

搬入・搬出及び撤去は、決められた期間内で完了してください。決められた期間迄に撤去されない展示物・出展者の費用・危険負担で主催者が撤去します。また、開催期間中は、展示物の保護・警備および安全確認の為、搬入・搬出、撤去を禁止します。止むを得ず行う場合は、主催者承認のもとで行ってください。

- ・ 賠償責任

出展者並びにその代理者が、展示会場の設備、他出展者の装飾、そして来場者等の人身に損害を与えた場合、補償は出展者自身の責任となります。

- ・ 展示会の延期・中止

天災・人災等の災害や不可抗力により展示会の開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の延期・中止を決定します。その他に生じた費用・損害等については、主催者は補償致しかねます。中止の場合、出展料金は代償すべき経費を差し引いた上で、出展者に返却します。

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本政府や沖縄県等からの開催中止の要請、もしくは「農水産業支援技術展」沖縄実行委員および運営事務局により開催を中止と判断した場合には、お支払いをいただいた出展料金の50%を返金いたします。備品料金等は、全額を返金いたします。